

特定製剤投与の事実が確認され、告知が可能であるのに、いまなお投薬事実等を告知していない元患者について、すみやかに告知をおこない、もって未告知者の解消を図られたい。

具体的には、投薬の事実を確認できているすべての施設について訪問・面接調査をおこない、①投薬の事実、救済制度の告知をおこなうこと、②感染の有無、現在の症状の確認をおこなうこと、③上記各告知ができていない事例について、その理由の確認をおこない、告知可能な事例については早急に告知すること。

【理由】

現在、特定フィブリノゲン製剤について、10,009人への投薬の事実が確認されている。しかるに、うち5,931人(59%)もの元患者への告知がなされていない。また、特定血液凝固第Ⅸ因子製剤について、1,241人への投薬の事実が確認されている。しかるに、うち74%もの元患者への告知がなされていない。なるほど、この未告知の方々のなかには、投与直後に原疾患により死亡した事例もないではない。しかし、厚生労働省が現在おこなっているのは、文書による協力依頼にとどまっており、多くは告知が不可能かどうかさえはっきりしないのである。厚生労働省は、薬害肝炎の418症例、あるいは、3,859症例の放置への反省を通じ、感染被害者に対し、できうる限り事実を告知すべきとの認識を繰り返し表明しているはずである。したがって、上記未告知者の解消が早急に図られるべきである。

以上